

令和 6 年度事業報告

第 1 基本方針

令和 6 年、現行の成年後見制度及び当法人は、それぞれ制定・設立から 25 周年を迎えた。こうした節目にあたり、私たちは、私たちの有するスキルと意欲を最大限発揮して後見活動に従事し、さらには当法人に集う仲間と共に事業活動を行うことを通じて、自らの地域に暮らす多くの方々の幸せの実現に寄与していくことを念頭に、以下に掲げた方針のもと、事業活動に取り組んだ。

法人全体または各支部、各会員において、当法人の四半世紀を振り返り、それを踏まえて事業活動に打ち込んだ意義深い 1 年の歩みを、確実に今後の事業活動につなげていきたい。

1. 権利擁護支援を推進する「後見の専門職」の養成及び指導監督の充実

「後見の専門職」として意思決定支援を踏まえた後見事務や、権利擁護支援チーム及び地域連携ネットワークを通じた権利擁護支援を行う上で、これらの実践に資する研修コンテンツの制作及び受講機会の充実を図った。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い中断していた研究大会を開催し、4 つの分科会を実施した。一方、不正防止を図る上で必要な指導監督の充実にも引き続き注力し、これら一連の取組を通じて利用者が安心かつ安全に成年後見制度を利用できる制度の運用に努めた。

2. 第二期成年後見制度利用促進基本計画に関する取組

令和 6 年度は、5 か年計画の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）の中間年度であった。当法人は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする法律事務の専門家（司法書士法 1 条）によって構成される団体として、また、最も多くの成年後見人等を供給している専門職団体として、成年後見制度の利用の促進に関するこれまでの各施策の取組状況を踏まえ、各関係機関との連携を更に深め、第二期成年後見制度利用促進基本計画の方針に沿った取組を進め、成年後見制度の運用改善・見直しに向けた検討課題についての取組を継続した。

3. 未成年後見事業開始に向けた取組

令和 7 年 4 月 1 日の事業開始に向けて、関係諸規則・規程や LS システム等所要の整備を行った。これと並行して全国の家裁裁判所に提出する未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿に登載を希望する会員に向けて研修会を企画し、所定の研修を修了した 335 名（内、法人会員は 7 名）の会員が新たに上記各名簿に登載された。また、子どもの権利擁護に関する当法人の取組について、令和 6 年 12 月 6 日開催の設立 25 周年シンポジウム「未成年後見制度のこれから」において、広く社会に向け発信した。

4. 持続可能な法人運営と公益の増進を図るためのリーガルサポートの在り方の検討

令和 5 年度に開始した当法人の財務運営及び組織運営の在り方に関する改革から 1 年が経過した。この間の実施状況を踏まえ、持続可能な法人運営に向けて必要となる基盤の強化を図る観点から、引き続き各課題に対する検討を行い、実施可能な施策については速やかに取組みを開始した。これらの取組は令和 7 年度以降も継続していく必要があり、令和 6 年度における検討及び施策の実施状況等を法人全体で共有すべく「組織財務運営検討委員会報告書」に取りまとめた。

第 2 重点目標

【公益目的事業】

I 公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公 1 - ① 専門職後見人指導監督事業

（1）執務管理支援

① 業務報告義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進

- ② 執務管理事業全体の充実
- ③ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業
- ④ 執務管理センターの運営
- ⑤ 預貯金通帳等の全件原本確認の実施
- ⑥ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

2 公1 - ② 専門職後見人養成事業

- (1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修のコンテンツの制作
- (2) 未成年後見人等候補者名簿新規登載研修のコンテンツの制作
- (3) 令和6年度指定研修のコンテンツの制作
- (4) 支部における意思決定支援研修の実施の支援
- (5) 支部研修に対するバックアップ体制の充実
- (6) 未成年後見事業の実施のための研修及び関連諸規程の整備
- (7) 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との共同事業、協力関係の強化
- (8) 研究大会の開催並びに準備検討

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

- 1 個人後見を補完するための法人後見の実施
- 2 事務担当者・支部・本部間の情報共有体制の充実
- 3 一定の高額資産保有事件における法人後見監督執務体制の整備

III 公3 後見普及啓発事業

1 公3 - ③ 高齢者・障害者・未成年後見相談事業

- (1) 高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施
- (2) 法テラスとの連携並びに特定援助対象者法律相談援助及び「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助事業の活用促進

2 公3 - ⑥ 後見普及促進事業

- (1) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

【法人管理業務等】

- 1 将来にわたる持続可能かつ安定した法人運営と公益増進のための組織財政改革
- 2 LSシステムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装
- 3 個人情報保護のための安全管理措置の実施
- 4 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

第3 具体的事業報告

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

① 業務報告義務の確認及び履行確保に関する運用指針の推進

会員の指導監督を行うことは当法人の主たる事業であり、会員の指導監督は会員各自が業務報告の重要性を理解し、LSシステムを通じて自主的な業務報告がなされて初めて実施が可能となる。全ての会員が遅滞なく業務報告を行うことが当然の状況であることを実現することが、最終目標であるが、その前段階として、2か月以上の遅滞者を「ゼロ」を達成することを目指して努力してきた。ほとんどの会員は遅滞なく業務報告を行っているが、一部に業務報告を軽視する会員が依然として見受けられるのは、残念である。

従来、業務報告の遅滞者に関しては原則として支部において督促等の対応をしており、本部の直接の関与が必ずしも手厚いとは言えない状況であった。令和6年度も、全国執務管理担当者会議を支部の規模によって4つに分類して開催し、支部と本部が一体となり定

期的に業務報告遅滞者を確認し、支部長、支部執務管理担当者等と連絡調整をしながら、業務報告遅滞者に個別に業務報告を促す体制を構築し、督促、指導、監督を速やかに行えるような方策を講じてきた。

また、業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針（以下「運用指針」という。）に基づく手続を進めるなかで、同じ会員に対し、理事長指導や理事会による業務改善命令を複数回発している事例が散見される。業務報告の提供があれば、その都度運用指針の手続は中止しているが、支部及び本部の執務管理担当者並びに事務局職員がこのような会員に費やす時間的経済的負担は計り知れない。そこで、その負担軽減という観点と運用指針の手続きの対象となるべき状態にある会員が、支部の対応如何によって対象とならないような恣意的運用がなされることがないような全支部の統一的運用という二つの観点から、LS システムと連動させることで一定の解決を図れるよう、運用指針の手続を見直し、令和 6 年度から開始した。

② 執務管理事業全体の充実

業務報告精査の場面において支援を必要とする支部に対して、執務管理委員会が当該支部の精査事務の一部を行うなど、本部による支部に対する支援の強化を図った。

また、会員に対する指導監督事務が適切に遂行されない支部に対しては、本部が直接、当該支部会員に対する指導監督事務を実施した。

③ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業

任意代理契約のうち当法人を監督人とするもの（いわゆる三面契約の任意代理契約）の締結時の契約内容の確認作業に対応する体制を執務管理委員会で整え、この確認作業を実施した。

④ 執務管理センターの運営

専門職後見人指導監督事業の充実を図るため、令和 5 年度から執務管理センターを本部事業として実施しており、令和 6 年度は、33 の支部が執務管理センターに参加した。執務管理委員会では、それら参加支部への対応並びに東京執務管理センター及び兵庫執務管理センターの運営を行った。また、更なる執務管理センターの精査レベル等のアップを図るため、令和 6 年度も執務管理センターに勤務する職員に対して、その新規採用者研修及びフォローアップ研修等を実施した。

⑤ 預貯金通帳等の全件原本確認の実施

預貯金通帳等の全件原本確認は、不正事件の再発防止策、特に不正事件の「抑止策」であり、会員が受託している後見等事件全件について預貯金通帳、定期預貯金証書等の原本確認を行う事業である。支部ごとに被調査会員の総数を基準に、1 年間の調査対象人数を計画し実施しており、令和 6 年度は法人全体で調査対象事件を有する会員の約 10%にあたる 655 名の調査を実施した。

⑥ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

ア 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、後見業務を受任中の会員が業務を継続できなくなった場合の対応についての検討を続けている。後見業務を受任中の会員が業務を継続できなくなることは今後増加することが想定されるが、このような事態における支部の対応や会員が備えておくべき事項の参考となるような資料やアンケート調査結果をまとめ、全国支部長会議等で提供した。

イ 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案等について一定の整理をするほか、会員への注意喚起として整理したものをいかにフィードバックさせるかにつき検討した。

ウ 各支部における苦情対応の適否の検討について

支部において対応した苦情について業務相談委員会において確認作業を行い、支部の対応について検証するとともに、その後の経過を見守りつつ必要な助言を行った。また、昨年度に続き、実際に苦情対応をしている支部の役員と意見交換、情報交換のための会議を行った。

エ 成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、平成

30年5月に作成した「本人死亡後の引継ぎ事務Q&A」について、成年後見業務に関する法令等の改正部分に関し業務相談委員会において必要な検討を加え、改訂作業を行った。

（２）業務審査委員会における検討に関する事項

会員の後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿（以下、両名簿を総称して「後見人等候補者名簿」という。）並びに未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿（以下、両名簿を総称して「未成年後見人等候補者名簿」という。）への登載の是非の審査並びに後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等についての協議のため、定期的に業務審査委員会を開催した（計５回）。

（３）紛議に関する事実関係の調査

理事長から付託された事案につき、支部と連携して紛議調査委員会において事実関係の調査、資料収集及び関係者等に対する事情聴取等を行い、調査が終了した事案について、その結果に意見を付して理事会に報告した。付託された事案のうち１件については、令和７年２月２２日に開催した第３２回臨時総会において、対象会員の除名決議が承認された。併せて、執務管理委員会が中心となり、不祥事案の再発防止策について検討を行った。

２ 公１－② 専門職後見人養成事業

（１）後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修のコンテンツの制作

各支部における新規登載研修及び登載更新研修の円滑な実施に寄与するために、新規登載研修及び登載更新研修の研修コンテンツを制作し、LSシステムeラーニングへの掲載及び支部へのDVD配付、データの共有を行った。

ディスカッション形式による研修の代替研修のコンテンツを制作し、支部に提供した。「対人援助の基礎」、をテーマとした研修を制作し、支部へのDVD配付、データの共有を行った。

ふくし信託株式会社と共催で研修を制作し、LSシステムeラーニングへの掲載、データの共有を行った。

令和７年４月より後見等事務報告に関する統一書式の運用が開始されるため、LSシステムリアルタイム配信による全国配信の研修を実施した。併せてLSシステムeラーニングへの掲載、データの共有を行った。

令和６年度中に支部に配布した研修用録画DVD・録画データ、LSシステムオンデマンド研修に掲載した研修、LSシステムeラーニング研修に掲載した研修は、事業報告別紙（13）記載のとおりである。

（２）未成年後見人等候補者名簿新規登載研修のコンテンツの制作

下記のとおり、未成年後見人等候補者名簿登載に必要な研修を行った。なお、令和７年４月以降、順次LSシステムの研修システムにeラーニングとして掲載される。

開催日（収録日）	研修テーマ	単位数
令和６年１２月６日	①未成年後見制度、未成年後見の相談・申立 （１）基調講演１「司法書士界のこれまでの歩み～高齢者、障害者そして未成年者の権利擁護～」 久保隆明氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事） （２）基調講演２「未成年後見制度のこれから」 棚村政行氏（弁護士、早稲田大学名誉教授、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長） （３）基調講演３「未成年後見制度の運用」 遠藤圭一郎氏（最高裁判所事務総局家庭局第二課長）	1.5

令和 6 年 12 月 6 日	⑤児童福祉、子どもの人権、児童虐待に関する内容① パネルディスカッション「未成年後見制度のこれから～司法書士が関わる意義」 パネリスト 吉田恒雄氏（認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク副理事長、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事） 高木良明氏（乳児院・児童養護施設エスペランス四日市施設長、社会福祉法人アパティア福祉会理事） 西川浩之氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長） コーディネーター： 伊見真希氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート未成年後見委員会委員）	1.5
令和 7 年 2 月 20 日	⑤児童福祉、子どもの人権、児童虐待に関する内容② 少年の刑事事件について 弁護士 花島伸行	1.5

（３）令和 6 年度指定研修のコンテンツの制作

令和 6 年度指定研修「成年後見制度改革の動向」の研修コンテンツを制作し、LS システム e ラーニングへの掲載及び支部への DVD 配付、データの共有を行った。

（４）支部における意思決定支援研修の実施の支援

令和 5 年 4 月 1 日付けの意思決定支援研修の研修制度への導入に伴い、令和 5 年度に意思決定支援研修講師養成研修を開催したが、その受講者等による各支部における意思決定支援研修の実施を支援した。

（５）支部研修に対するバックアップ体制の充実

① 支部の LS システム e ラーニング研修の作成支援

令和 5 年 4 月 1 日から運用を開始した支部の LS システム e ラーニング研修について、支部における研修コンテンツの作成を支援した。

② 支部の LS システムオンデマンド研修の利用支援

支部の LS システムオンデマンド研修について、実施状況や課題等を整理し、支部における利用を支援した。

③ 各支部で制作した研修コンテンツの法人全体での共有

支部における研修コンテンツの充実を図るため、各支部で制作した研修コンテンツの法人全体での共有を図った。

④ ディスカッション形式による研修の素材バンクの作成

支部におけるディスカッション形式による研修の実施を支援するため、各支部で制作したディスカッション形式による研修の素材バンクを作成し、法人全体での共有を図った。

⑤ 支部への講師派遣

支部から依頼があった場合、支部の費用負担で本部から支部に講師を派遣した。

⑥ 講師リストの作成及び本部の費用負担による支部への講師派遣

講師と研修テーマのリストを作成し、希望支部に対して、本部の費用負担でリストに掲載された講師を派遣した。

⑦ ブロック研修会・複数支部合同研修会開催の助成

ブロック研修会又は複数支部合同研修会への助成を行った。

⑧ 支部からの研修会の報告書の集計・整理

支部研修会については、研修実施要綱第 8 条によりその実施の詳細を本部に報告するとされていることから、LS システムにおける研修管理システム上でその報告を行っていたとき、システム上でその集計・整理を行った。

⑨ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、支部間及び支部本部間での研修に関する情報交換を行った。

(6) 未成年後見事業の実施のための研修及び関連諸規程の整備

研修委員会と未成年後見委員会とで、研修科目、規程類の整備等の検討を行った。

(7) 日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連研修総合ポータル の e ラーニングの研修コンテンツを日司連と共同で制作し、令和 7 年 3 月 24 日に日司連研修総合ポータルに掲載された。また、新たに日司連研修総合ポータル の e ラーニングの研修コンテンツの企画を立案し、日司連に提案した。

(8) 研究大会の開催並びに研究

令和 6 年 4 月 20 日に、毎年開催する事業として初年度となる四国ブロックにおいて、後見業務における地域の特性、差異等についてブロック内全支部で実施したアンケートを用いて研究した、第 4 分科会「後見業務における地域的特質と課題の探求 ～（四国ブロック）アンケートから浮かび上がる Insights～」、香川県支部を中心に研究した第 1 分科会「「香川県に見る成年後見制度の利用促進について」、高知支部を中心に研究した第 2 分科会「専門職後見人と震災対応 ～どう備えるべきか・どう行動すべきか～」、本部利用促進法対応委員会任意後見検討小部会を中心に研究した第 3 分科会「監督機能から考える任意後見契約 ～安全性と制度普及との調和にむけて～」以上、4 分科会を開催した。

また、令和 7 年 4 月 5 日の開催を目指し、茨城、とちぎ、群馬、静岡、ながの、新潟県の 7 支部で構成される関東 A ブロック研究大会の開催に向けて、同ブロック内で研究を行う各分科会のテーマ、研究の仕方、研究大会当日の運用面について検討した。

II 公 2 法人後見・法人後見監督事業

1 法人後見業務

(1) 法人後見への対応

個人では就任をためらうような困難な問題を内包する事案について、個人後見を補完するための法人後見を行った。

令和 6 年度の法人後見受託件数の推移は、年度当初継続受託件数 35 件、新規受託件数 7 件、終了事件数 4 件、年度末継続事件数は 38 件であった。

(2) 法人後見システムの充実

法人後見事業を充実させるためには、事務担当者である会員が孤立することなく、支部・本部と緊密な連携をとることができること、かつ、効率的な事務処理体制が構築されていることが必要である。

- ① クラウドシステムを活用した委員会活動及び LS システムによる本部支部間の報告管理の充実、個人情報の安全管理措置を図った。
- ② 支部法人後見体制の強化の支援として、適宜支部訪問を行うなどして、法人後見における支部業務及び事務担当者の業務について受任時点から積極的に支援指導を行った。
- ③ 法人後見から個人後見への移行の推進として、当初の困難な事情が解消したことにより個人での受託が可能となったと思われる事案について、支部と調整して成年後見人等を法人から個人に交代した。
- ④ 本部の指導監督機能の強化として、LS システムにより事務担当者による業務報告の効率を上げ、委員会による報告書の確認作業の簡素化・迅速化を図った。
- ⑤ 重要意思決定事項の一部支部委譲体制の実施を行った。
- ⑥ LS システムを活用した法人後見執務体制に沿うよう、各ハンドブック、マニュアルの見直し等を行った。
- ⑦ 電話受付代行業者に電話対応の業務を委託し、事件関係者に対して法人後見専用の電話番号を通知しており、本部事務局に直接電話が掛かってくるケースを減少させて、専用の

電話番号の利用の促進を図った。

◎法人後見受託事件数推移（審判書及び任意後見契約締結件数による）（設立～R7.3.31）

種別		受託事件総数	内訳	
			終了事件総数	受託中事件数
法定後見	成年後見人	94	89	5
	保佐人	33	24	9
	補助人	6	6	0
	成年後見監督人	91	91	0
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全処分（財産管理者）	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見	任意後見契約〔発効前含む〕	82	65	17
	任意後見監督人	89	82	7

2 法人後見監督業務

（１）法人後見監督事務への対応

会員が成年被後見人等の成年後見人等に選任されている事件のうち、東京家庭裁判所（本庁及び立川支部）及び岡山家庭裁判所が管轄裁判所となっている一定の高額資産保有事件について、当法人が成年後見監督人等に選任されている。事務局及び当委員会の体制の見直しを行い受託態勢を整備し、管理機能の充実を図った。

（２）法人後見監督執務体制の整備

会員後見人等から「執務基準」、「会員が受任している事件のうち本法人が成年後見監督人等に就任している事件における報告規程」等に沿った報告を、LS システムから提供を受け、事務局職員による形式的精査（一次精査）、担当委員による実質的精査（二次精査）を経て、事務局職員と会員後見人等との面談による通帳等の原本照合実施という監督体制をとっている。また「担当委員向けハンドブック」、「会員用ハンドブック」の改訂に着手し、監督基準の統一化に努めた。精査体制を強化するにあたり、精査担当の事務局職員と担当委員との緊密な連携が不可欠であり、精査スキルアップのため、事務局職員との定期的な会議を行い意見交換して精査の円滑化に取り組み、担当委員の研修並びに各種ハンドブックの整備を行った。また、会員の執務状況について本部・支部の情報共有を円滑・迅速に行った。

◎法人後見監督受託事件数（R7.3.31 現在）

種別	受託事件総数	終了事件総数 (監督辞任含む)	受託中事件数	令和6年度 新規受託事件数
成年後見監督人	353	245	108	10
保佐監督人	153	68	85	7
補助監督人	64	33	31	3
合計数	570	346	224	20

Ⅲ 公3 後見普及啓発事業

1 公3 - ① 親族向け後見人養成講座事業

2 公3 - ② 遺言と後見制度に関する説明会開催事業

（１）成年後見制度の普及に係る支部事業の支援活動の実施

①親族向け後見人養成講座事業及び②遺言と後見制度に関する説明会開催事業のほか、成年後見制度の普及を目的とする事業を、成年後見制度の普及活動に係る支部独自の事業として位置付け、これらの事業を実施する支部に対して、小冊子、リーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供し、事業費について一定の支援を行った。また、令和 6 年度より広報事業に関する助成を新設した。なお、今年度の支部の応募額合計は、支部メニュー事業は 39 支部計 28,444,520 円、支部広報事業は 15 支部計 3,000,000 円であった。

3 公 3 - ③ 高齢者・障害者・未成年後見相談事業

昨今、地震や異常気象による様々な自然災害が発生し、今後も大規模な災害の発生が予想されることから、これらの大規模災害発生時における迅速・的確な対応と日頃から万全な準備を整えておくことの重要性を認識し、平成 29 年秋に災害対策委員会を設置し現在に至っている。

この委員会は、大規模災害等による被災者及び避難者に対する無料同行訪問相談事業に関わる運営等に加え、被後見人等や要配慮者等の被災者及び避難者、並びに当法人会員、支部及び本部事務局職員に対する災害発生時の支援等を行うための具体的な支援事業活動に関するガイドライン（規程）等を作成することを目的としている。

令和 6 年 1 月 1 日発生した能登半島地震への対応として、引き続き被災支部と情報交換を行うとともに、令和 7 年 1 月 4 日から 6 日にかけて開催された「第 1 回全国弁護士等能登支援会議 in 奥能登」に委員を派遣し、被災された方々から直接話を伺うなどして、復興に向けて未だ厳しい状況にある被災地の現状把握に努めた。

なお、令和 3 年度から、無料同行訪問相談事業に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により全国各地で避難生活を送る広域避難者をも対象として加えている。さらに、相談者の利便性を向上するためにインターネットからの相談申込みを可能とした他、各支部の実情に応じた広報活動に利用できるよう広報用チラシのデザイン改訂等を行った。

また、被災地の司法書士会及び当法人支部との連携体制の構築が重要となってくることから、日司連市民救援委員会との協議を適宜行っている。

その他、支部で行う災害対応研修会や社協などが行う市民後見人養成研修会に講師を派遣し、後見人等に求められる災害対策を周知、啓発するとともに、災害対応マニュアルの継続的な見直し、事前の災害対策及び災害発生時における被災者及び避難者等への相談活動等の効果的な広報活動の在り方についても検討している。

(2) 高齢者・障害者のための成年後見相談会の実施

高齢者・障害者のための成年後見相談会は、例年、全国の各司法書士会との共催により実施していたが、令和 2 年度から 4 年度の 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談会の実施は見送っていた。令和 6 年度は、日司連と協議を行い、従前のように共催による実施を再開した。

当該相談会は、行政、社協、地域包括支援センター、当事者団体、各専門職能団体等の関係機関と連携する方法により、成年後見制度の周知と利用促進の強化を図ろうとするものであり、支部メニュー事業の一環として助成を行い、本相談会開催の際に使用する小冊子やリーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供した。

(3) 全国出張相談援助事業の実施

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、これまでも福祉機関と連携して高齢者・障害者に積極的に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問題の解決を図る司法ソーシャルワークの推進に取り組んできたところ、総合法律支援法の改正により平成 30 年 1 月 24 日からは新たに認知機能が十分でない高齢者・障害者を対象とする特定援助対象者法律相談援助事業が開始され、また、第二期成年後見制度利用促進基本計画においても法テラスの民事法律扶助制度の活用方策の検討が掲げられていることから、高齢者・障害者に対する法的支援における法テラスの役割は更に重要なものとなっている。

そこで、高齢者・障害者等に対する法的支援の更なる充実のため、福祉機関との連携促進や法的支援の担い手をより一層充実させていく必要があり、そのためには、当法人の会員が、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を積極的に活用することが求められるほか、同事業

の対象とならない事案であっても、会員が安心して後見開始等の審判の申立て等に関する出張相談に応じることができる環境を整備する必要がある。そのため、平成 30 年 4 月 1 日から、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を補完する施策として、同事業を利用することができないケースを対象とする支部の助成事業に対して本部が助成をする「全国出張相談援助事業」を実施しており、令和 6 年度も引き続き同事業を実施した。

(4) 法テラスとの連携

法テラス、日司連及び当法人は、高齢者・障害者に対する法的支援の一層の充実を図る上で、相互の協力関係の強化が必要であるとの共通理解の下、平成 29 年度、7 回にわたり「司法書士と法テラスとの連携方策検討会」を開催し、その議論を踏まえて、平成 30 年 1 月 22 日、「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」をとりまとめている。この「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」を踏まえて、令和 6 年度も、上記の全国出張相談援助事業を実施したほか、会員に法テラスとの民事法律扶助契約を促し、あわせて民事法律扶助制度の利用、特に特定援助対象者法律相談援助及び書類作成援助の有機的な活用を促すための情報を提供し、支部研修会等において活用していただいた。

そのほか、当法人は、法テラス及び日司連とともに、平成 29 年度以降継続的に行っている法務省大臣官房司法法制部司法法制課との定期協議会（いわゆる「四者協議」）に令和 6 年度も参加しており（令和 7 年 2 月 27 日）、同協議会においては、上記「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」の進捗状況を確認する作業等を行った。

4 公 3 - ④ 書籍等出版事業

(1) 「実践 成年後見」の企画等

① 「実践 成年後見」の企画及び企画上程

「実践 成年後見」の内容については、発行元である民事法研究会と共同して企画編集会議を行っている。時宜に適った企画を検討し実施することにより、成年後見分野に携わる様々な職種の方々の研究及び実務に寄与した。

② 成年後見関連シンポジウム、日本成年後見法学会学術大会等の取材報告

各地で開催される成年後見分野に関連したシンポジウム、学術大会等取材し、その内容の報告をして、読者の研究又は実務に寄与した。

③ 事例等の収集

「実践 成年後見」で連載している成年後見等実務の事例報告等を更に充実させ、司法書士の活動を読者に知っていただくことで、司法書士や当法人への認知度を高めることに努めた。

④ 「実践 成年後見」定期購読促進

司法書士による成年後見事務の質の更なる向上を目指すために会員通信、新入会員向け広報等で積極的な購読を促す活動を行った。

⑤ 成年後見法世界会議の取材

新型コロナウイルス感染症の影響から、成年後見法世界会議については、開催されても日本からは WEB 参加であったりして、取材活動もままならない状況であった。現時点でも、開催、参加も未定であるが、次回開催の際には、引き続き、状況を鑑みつつその取材・報告を行い、読者の研究又は実務に寄与したい。

(2) 書籍出版事業

① 「月刊登記情報」連載記事の監修

全国の支部に協力を依頼し、各支部から推薦された会員に執筆への協力要請をした。

② 必要に応じた既刊出版物の改訂作業

③ 出版社からの出版企画に対する対応

④ 当法人編著による書籍出版物に係る照会等への対応

5 公 3 - ⑤ 後見制度調査研究事業

(1) 成年後見制度の運用改善及び見直しに向けた調査研究

令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画の下で、成年後見制度の運用改善及び見直しに向けた検討が進められている。利用促進法対応委員会では、令和 4 年度から制度の運用改善及び見直しに向けた具体的な検討を行っており、令和 6 年度も、成年後見制度利用促進の施策等の方向性を勘案しながら、次のような議論、検討等を行った。

① 補助・保佐の活用に向けた調査研究

補助・保佐の活用を図るために、どのように向き合っていけばいいのか、権限の有無の視点のみならず、意思決定支援、権利擁護支援チームによる本人支援等をも踏まえた観点から調査研究を実施しており、令和 6 年度は、会員を対象としたアンケートを実施して会員の補助・保佐事務への取組に関する実態を調査し、その結果の分析を行った。その成果は令和 7 年 4 月 5 日に新潟市において開催される令和 7 年度関東 A ブロック研究大会において、第 2 分科会「意思決定支援と権利擁護から考える補助・保佐類型の活用 ～権限とチーム支援に着目して～」として発表することを予定している。

② 任意後見制度の利用に当たっての課題の検討

任意後見制度の利用促進のために求められる制度の見直しや運用の在り方について令和 5 年度までに検討した成果を、令和 6 年 4 月 20 日に愛媛県松山市で開催された令和 6 年度四国ブロック研究大会において、分科会「監督機能から考える任意後見契約 ～安全性と制度普及との調和に向けて～」として発表した。

また、法制審議会民法（成年後見関係等）部会における審議調査の状況を確認しながら、任意後見制度の見直しに向けた論点を整理し、法制審議会民法（成年後見関係等）部会における議論への対応を行った。

③ 民法改正等に向けた論点の整理

民法その他の法律の改正又は制定の必要性の検討に向けた論点を整理し、法制審議会民法（成年後見関係等）部会における議論への対応を行った。

（2）成年後見制度の改善に向けた調査活動等の実施

成年後見制度に関する各種セミナー・会議や、日本成年後見法学会、日本高齢者虐待防止学会等の総会、学術大会等への参加を通じて、制度改善に関する情報を収集した。

6 公 3 - ⑥ 後見普及促進事業

（1）各種成年後見制度普及促進事業

① 日本成年後見法学会との連携・同学会の活動支援

当法人は、第一期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された直後の平成 29 年度来、市町村における協議会等の機関の設置やその機能の充実を促し、あるいはその運営に協力する活動を行っているが、そのような活動においては、法律、介護、医療、福祉等に関わる他の各専門職団体のほか、日本成年後見法学会との連携が不可欠であり、従前から日本成年後見法学会と協力して日本の成年後見制度の課題解決に向けた活動をしてきた。また、同学会が主催・共催する研究会等に参加し、国内の成年後見法、成年後見制度等に関する研究者、実務家等の知見を吸収するとともに、世界各国の成年後見制度の運用状況に関する情報を収集し、我が国の制度改善に向けた示唆を得る活動を積極的に行ってきた。

令和 6 年度においては、令和 6 年 5 月 25 日（土）に開催された第 21 回学術大会に参加し、成年後見法の改正に向けた議論の進捗状況等について最新の情報を得たほか、令和 6 年 10 月 1 日（火）及び 2 日（水）に開催された国際シンポジウム「ドイツ世話法改正と日本成年後見法の今後」に参加して、2023 年 1 月 1 日から施行されたドイツの新しい成年者保護法（世話法）のポイント、ドイツの法的世話制度において司法補助官が果たしている役割、オーストリアにおける補充性原則の適用を促進するクリアリングの制度等について情報を収集した。

② 研修会等への講師派遣

社会福祉協議会、社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国・地方公共団体等から研修講師等の派遣要請があった場合には、本部役員を派遣し又は支部に対して講師の派遣を要請している。

講師の派遣に当たっては、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域を越えあるいは全国的な団体の要請には本部で応える、というスタンスで対応した。

③ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

ア 最高裁判所との連携

平成 29 年度以降、日本社会福祉士会、日本弁護士連合会並びに当法人及び日司連の三専門職団体は、最高裁判所事務総局家庭局（以下「最高裁」という。）との間で、「三士会協議」という名称の定期協議を継続して実施してきたが、令和 6 年度も引き続き、この「三士会協議」において「専門職の選任における職種の選定に関するイメージの共有」、「後見人等の適切な選任及び交代」等について議論・検討を重ねた。

最高裁とは、この「三士会協議」のほかにも、執行部が定期的に訪問して協議ないし意見交換の機会を持っている。

イ 法務省との連携

当法人は、平成 29 年度以降、法テラス及び日司連とともに、主に法テラスの特定援助対象者（高齢・障害等のため認知機能が十分でない方）に対する援助事業の実施状況の確認等を目的として、法務省大臣官房司法法制部司法法制課との定期協議を継続的に行っており、令和 6 年度もこの協議会が開催された。

また、令和 5 年度以降は民法改正等を所管している民事局・参事官室の担当官と成年後見制度の見直し等に関して定期的に意見交換をしており、令和 6 年度も二度にわたり意見交換の機会を得た。

ウ 厚生労働省との連携

過年度に引き続き、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、厚生労働省社会・援護局地域福祉課に置かれている成年後見制度利用促進室（以下「後見室」という。）と緊密に連携し、後見室が立案する施策や主催する事業には全面的に協力するとともに、同省の老健局認知症施策・地域介護推進課及び社会・援護局障害保健福祉部とも連携し、成年後見制度の利用促進に関する施策の立案、実施等に協力した。令和 6 年度に実施された厚生労働省の委託事業中、当法人が検討委員会（企画委員会）若しくは作業部会（ワーキング・グループ）の委員又は講師を派遣したものは、次のとおりである（括弧内は当該委託事業を受託した団体である）。

(a) 「令和 6 年度 成年後見制度利用促進体制整備研修」（一般財団法人長寿社会開発センター）

厚生労働省は、市町村等における権利擁護支援の体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる研修、具体的には、市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員を対象とする「基礎研修」及び「応用研修」並びに都道府県担当者を対象とする「都道府県担当者研修」から成る「成年後見制度利用促進体制整備研修」を令和元年度から毎年実施しており、令和 4 年度以降は、従前の「都道府県担当者研修」を、「都道府県担当職員・アドバイザー向け研修」として、その対象者を都道府県担当者のほか、都道府県社会福祉協議会等の職員、都道府県の体制整備担当アドバイザー（その候補者を含む）、権利擁護支援担当アドバイザー（弁護士、司法書士及び社会福祉士を想定しており、候補者を含む。）、市町村・中核機関等の職員に拡大した上で、第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえて教材のバージョン・アップを図って実施しており、令和 6 年度も、以上の「基礎研修」、「応用研修」及び「都道府県担当職員・アドバイザー向け研修」を実施した。

また、厚生労働省は、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間は、この研修とは別枠で、主に専門職後見人を受講対象として想定した「後見人等への意思決定支援研修」を開催していたが、令和 5 年度からは、意思決定支援研修の主な受講対象を親族・市民後見人等と想定した上で、同研修を「成年後見制度利用促進体制整備研修」の枠で実施しており、令和 6 年度も同研修を「成年後見制度利用促進体制整備研修」の枠で実施した。

さらに、令和 6 年度は、令和 4 年度に「『持続可能な権利擁護支援モデル事業』ブレ研修」、令和 5 年度に「『持続可能な権利擁護支援モデル事業』研修」として実施

した研修を、「総合的な権利擁護支援策に関する研修」として「成年後見制度利用促進体制整備研修」の枠で実施した。第二期成年後見制度利用促進基本計画は、その各論（「Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」）の冒頭（「1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」）において、「成年後見制度等の見直しに向けた検討」と並んで、それと車の両輪となるべき「総合的な権利擁護支援策の充実」を掲げており、その具体的な展開として、厚生労働省は、上記のとおり令和4年度から「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施しており、全国の自治体において多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題の検証を行っている。この「持続可能な権利擁護支援モデル事業」では、「多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくり」が要点であることから、事業を企画・実施する自治体及び事業に参画する事業者等が適切かつ効果的な事業の実施に向け、「目的」「知識」「事業手法（留意事項を含む）」の共通理解を図ることが重要であり、モデル事業の成果、課題の整理を通じた検証の積み重ねが成年後見制度利用促進基本計画が掲げる基本的考え方の全国展開につながると考えられる。そこで、成年後見制度利用促進施策に関わる職員の全国の水準を確保し、成年後見制度の利用など権利擁護支援が必要な人への包括的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する人材の養成に向けて、この研修を実施している。

当法人からは、これらの研修の教材の改訂を含む研修・演習の立案を担当する企画委員会の委員及び講師を派遣しており、令和6年9月以降にオンデマンド研修の配信が、そして10月以降にWEB講義&演習が、それぞれ実施された。本研修事業は、令和7年度も継続して実施される予定である。

(b) 「令和6年度 任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化・広報啓発事業」
（社会福祉法人全国社会福祉協議会）

社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営する全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」（K-ねっと）によって実施された本事業では、中核機関等が権利擁護支援を必要とする人の複雑化・多様化したニーズに対応するため、中核機関等のみで解決できない課題に対して、中核機関等からの二次的な相談等を受けて専門的な助言を行うことを通じて全国的な相談体制の強化を図ることを目的とした「市区町村、中核機関等における相談体制の強化事業」を実施したほか、「国民向けシンポジウム等による成年後見制度の周知・広報事業」として、任意後見・補助・保佐等を含めた成年後見制度の周知を図るため、福祉関係者を対象としたセミナーとして「全国セミナー」を開催しており、当法人からは、事業全般の実施のための検討委員会の委員を派遣するとともに、前者の事業のための相談員及び後者の事業のための講師を派遣した。

(c) 「令和6年度老人保健健康増進等事業 地域の権利擁護支援のあり方と市民人材の活躍応援に関する研究会」（特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構）

市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきたが、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘があり、これらの指摘を踏まえ、第二期成年後見制度利用促進基本計画の下では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進することとされ、地域の関係者が連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることとされている。

本事業では、そのための方策、実施体制等を具体的に検討することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した上で、介護保険制度の下での地域支援

事業における介護サービス相談員派遣事業、老人福祉法の下での地域医療介護総合確保基金（介護人材確保対策事業メニュー）における権利擁護人材育成事業、持続可能な権利擁護支援モデル事業等との連携を含め、実現可能な方策、実施体制等を検討した。

当法人は、本事業の実施のために組成された研究会に委員を派遣して本事業に参画した。

(d)「令和 6 年度老人保健健康増進等事業 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」（株式会社野村総合研究所）

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、厚生労働省では、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長による成年後見の申立てを可能とするとともに、低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の助成を行っているところであり（成年後見制度利用支援事業）、今後、成年後見制度の見直しの動向も見定めつつ、成年後見制度利用支援事業（以下この項目においては「利用支援事業」という。）をさらに推進等していく必要がある。そこで、厚生労働省（老健局）では、市町村が実施する成年後見申立てや利用支援事業について、まずは(i)各市町村における市町村長申立て・利用支援事業の実務等に関する課題、ニーズ等、(ii)各市町村における利用支援事業の対象範囲（申立者・類型・資力の有無・対象費用）、(iii)各市町村における利用支援事業により成年被後見人等に助成した件数、助成金額の状況等、(iv)専門職団体及び当事者団体における市町村長申立て・利用支援事業に対する認識やニーズ等の調査を実施して、成年後見制度の市町村長申立て及び利用支援事業に関する実務の現状と課題を把握し、実務上の目詰まり、隘路等を明らかにした上で、その対応策を検討することとした。令和 6 年度は、本事業の下で企画検討委員会を設置してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、その結果を報告書にまとめている。

当法人は、本事業の実施のために組成された企画検討委員会に委員を派遣して本事業に参画した。

エ 公益社団法人日本社会福祉士会「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」への参加

公益社団法人日本社会福祉士会では、令和 6 年度、法制審議会民法（成年後見等関係）部会における成年後見制度の見直しの方向性や厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」における中核機関の位置付けの検討等を踏まえ、民法改正、中核機関の法制化の後を見据え、あるべき中核機関の役割とソーシャルワーク機能について整理するための調査研究事業を実施した。具体的には、好取組事例を中心にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した上で、中核機関の役割・ソーシャルワーク機能の整理をするとともに、中核機関で使用する権利擁護支援相談時の書式の作成（公益社団法人日本社会福祉士会が受託した平成 30 年度厚生労働省 社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」において作成・提案した「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」等で提示された既存の書式の改訂）等を行った。

中核機関がその機能を十分に発揮するには、法律専門職の関与が欠かせないとの観点から、当法人からもこの調査研究事業の実施のための委員会に委員を派遣した。

オ 任意後見契約の登記等における事務所住所、職名等の登記の可否に関する協議

後見登記等に関する法律に基づく任意後見契約の登記においては、任意後見受任者又は任意後見人の氏名又は名称及び住所を登記するものとされているところ（後見登記等に関する法律 5 条 2 号）、後見、保佐又は補助の登記における成年後見人等又は成年後見監督人等の氏名又は名称及び住所の登記（後見登記等に関する法律 4 条 3 号 4 号参照）における実務の運用と異なり、任意後見契約の登記においては、現状では、司法書士、弁護士等の専門職が任意後見受任者又は任意後見人であるときのその「住所」の登記として、自宅住所（個人の住民票上の住所）ではなく、事務所住所（事務所の所在場所）を選択して登記することができないことが、専門職による受託、ひいては任意後見制度の普及の支障になっているとの指摘がある。

同様に、任意後見契約の登記において、司法書士、弁護士等の専門職が任意後見受任者又は任意後見人であるときのその「氏名」として、いわゆる「職名」を単記（職名のみを登記すること）又は併記（戸籍上の氏名と職名とを登記すること）できないことも、任意後見制度の普及（専門職による受託）の支障になっているとの指摘もある。

そのような問題意識を持つ日本弁護士連合会からの呼びかけに応じて、当法人及び日司連は、令和 3 年度から後見登記における事務所住所及び職名の登記に関する実務の運用又は法制度の在り方について検討するための協議を行っており、令和 6 年度も、日弁連を通して法務省の担当官との協議を継続した。

カ 支部利用促進法対応担当者会議の支援

第二期成年後見制度利用促進基本計画の下で進められている「総合的な権利擁護支援策の充実」に関する施策の前提となる、地域において展開されている権利擁護支援施策の現状と課題等について理解を深めることを目的として、支部の利用促進法対応担当者（地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関が主催する協議会、支援検討会議、受任調整会議等に参加している支部の役員、委員等）に集まっていただき、地元における課題等を議論し集約することを目的とする「支部利用促進法対応担当者会議」の WEB 開催を支援した。この担当者会議では、冒頭に本部から、市民後見人育成事業、地域における法人後見事業拡大の取組、日常生活自立支援事業、高齢者等終身サポート事業（身元保証等高齢者サポート事業）、持続可能な権利擁護支援モデル事業等の現状と課題についての最新の情報を提供した上で、各地における取組状況の報告や意見交換をしていただいた。本事業は、令和 6 年度は試行的に一部の支部（埼玉支部、京都支部、愛知支部、福岡支部及び神奈川県支部）を対象として実施したが、おおむね好評であったので、令和 7 年度以降は規模を拡大して実施することを予定している。

キ 令和 6 年度権利擁護支援シンポジウム「チームによる権利擁護支援を考える」の実施

令和 7 年 3 月 7 日（金）に令和 6 年度権利擁護支援シンポジウム「チームによる権利擁護支援を考える～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～」を実施し、1,000 人を超える会場出席者及びウェビナーによる受講者に参加していただいた。同シンポジウムは、稲吉江美成年後見制度利用促進専門官（厚生労働省社会援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室）による基調講演 1「中核機関に期待される『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』機能と専門職との連携」、遠藤圭一郎最高裁判所総務局家庭局第二課長による基調講演 2「中核機関による受任者調整と適切な後見人等の選任・交代～権利擁護支援チームの形成支援の観点から～」、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会上尾市成年後見センター丸山広子専門相談員による基調講演 3「上尾市社協における『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』の実践」及び当法人常任理事中野篤子による基調講演 4「権利擁護支援チームにおける後見人の役割」の後、アドバイザーとして豊田市福祉部よりそい支援課安藤亨地域共生・社会参加担当長を、また、パネリストとして社会福祉法人新城市社会福祉協議会秋野美紀子相談支援課長（兼新城市権利擁護支援センター長）、前出の丸山広子専門相談員及び当法人利用促進法対応委員会安樂美和委員（福岡支部所属）に登壇していただき、当法人副理事長西川浩之（静岡支部所属）のコーディネートにより、埼玉県上尾市、愛知県新城市及び豊田市、福岡市並びに静岡県島田市における権利擁護支援チームの形成支援・自立支援、受任者調整、後見人等候補者による事前面談、苦情対応等の取組を、パネルディスカッション形式で紹介し、第二期成年後見制度利用促進基本計画の下での権利擁護支援チームの形成支援・自立支援と中核機関に期待されるコーディネート機能等に関して議論を深めた。終了後に実施したアンケートによれば、基調講演 1～4 及びパネルディスカッションのいずれも、「よく理解できた」又は「理解できた」と回答した方の割合が 8 割を超えており、次年度以降も同様の企画を継続して実施することを希望する声を多数いただいた。

なお、このシンポジウムは、令和 7 年 4 月 1 日から（同年 6 月 30 日まで）オンデマンド配信することを予定している。

ク 権利擁護支援シンポジウム（令和 6 年 3 月 8 日開催）のオンデマンドによる提供

令和 6 年 3 月 8 日に開催された令和 5 年度権利擁護支援シンポジウム「地域の権利擁護を支える市民後見人」のオンデマンドによる配信を、令和 6 年 3 月 28 日から 6 月 28

日まで行い、第二期成年後見制度利用促進基本計画の下での市民後見人の活躍支援の在り方、そして地域における広い意味での権利擁護支援の担い手の育成、更には後見人の適切な選任・交代等に関して考えていただく機会を設けた。

同シンポジウムは、永田祐同志社大学社会学部教授による基調講演 1「市民後見人が拓く、参加し共生する社会」、厚生労働省社会援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室火宮麻衣子室長による基調講演 2「権利擁護の担い手の確保・育成について」、向井宣人最高裁事務総局家庭局第二課長（シンポジウム実施当時）による基調講演 3「地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援」の後、当法人の常任理事隈本武（宮崎支部所属）のコーディネートにより、香川県坂出市、大阪府八尾市、北海道釧路市、京都市及び宮崎市における市民後見人育成の取組を、社会福祉法人坂出市社会福祉協議会の松原秀和地域福祉推進課福祉推進係長、八尾市の岡本由美子健康福祉部次長兼地域共生推進課長、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会の新田雄大釧路市権利擁護成年後見センター副センター長及び永田祐教授によりパネルディスカッション形式で紹介していただいたものであり、オンデマンド配信は 200 回を超える視聴回数を記録した。

④ 審議会等への参画

令和 6 年度は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 13 条第 2 項に規定された「成年後見制度利用促進専門家会議」、厚生労働省 社会・援護局が主催する「地域共生社会の在り方検討会議」、そして「法制審議会民法（成年後見等関係）部会」に当法人の役員を委員、構成員又は幹事として派遣し、国における成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援策の充実、そして成年後見制度の見直しに向けた議論に参画し、意見を提出する等の対応を行った。

このうち、「地域共生社会の在り方検討会議」及び「法制審議会民法（成年後見等関係）部会」は、令和 6 年度末時点では、未だ議論のとりまとめ、中間試案等の作成には至っていないが、「成年後見制度利用促進専門家会議」は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」をとりまとめ、令和 7 年 3 月 7 日に公表している（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001435369.pdf>）。

⑤ 台湾法務省によるヒアリングへの対応

高齢化社会を迎えている台湾においては、高齢者人口の増加に伴い成年後見制度や財産管理制度などの法制度による対応が求められているところ、台湾において民事法や刑事法の整備を所管している台湾法務省は、日本の成年後見法制度の政策展開と実際の運用を深く理解したいと考え、日本最大の専門職後見人団体である当法人の取組状況等を把握し、当法人の専門職後見人としての実務経験を通じて日本の成年後見制度の実際の運用を理解した上で、高齢化社会に対応した日本の民法の成年後見法制度に関する研究や発展を考察し、台湾の民法における成年後見制度の見直しの参考にしたいと考えたとのことで、当法人がヒアリングの申入れを受けた。そこで、当法人は、令和 6 年 8 月 21 日、台湾法務省法律事務司（民法、行政手続法等に関する法令の制定、研究、改正、解釈、推進及び実施を担当している部門）の担当官による訪問を受け、ヒアリング調査に応じた。ヒアリング調査では、当法人の専門職後見人養成事業・指導監督事業等の実施の体制・状況のほか、成年後見制度利用促進基本計画が目指している方向性や国連障害者権利条約（障害者権利委員会）の勧告への対応の実際等についても話題が及んだ。

（2）ウェブサイトの改修維持管理

ウェブサイトは、令和 4 年度に改修作業を行い、デザイン等を一新したが、引き続き更新を行い、最新の情報を提供した。

（3）会報誌及び制度広報誌・広報用グッズの企画・制作

① リーガルサポートプレスの発行

リーガルサポートプレスは、原則 20 ページのフルカラーで構成され、時宜に適った内容の特集記事のほか、当法人や関係団体が主催する学会やシンポジウム等の取材記事を掲載しているものである。令和 6 年度には第 29 号及び第 30 号を発行した。第 30 号は、成年後見制度制定・当法人設立 25 周年記念号として 36 ページで構成し、発行数を増やし会

員へも配布した。当該会報誌の発行にあたり、特集の企画及び寄稿依頼並びに取材記事の作成のために全国各地において、又は WEB 会議システム等を利用して開催される学会、シンポジウム等に参加して取材を行った。なお、当該プレスは、全国の家庭裁判所、公証役場、社協等の成年後見関係機関に送付するほか、支部の協力を得られる地域においては地域包括支援センターに持参するなどして広報活動のツールとして活用されている。

・第 29 号

特集 リーガルサポート第 7 回研究大会 四国松山より
～令和の成年後見制度を探究する～

・第 30 号

特集 成年後見制度制定・リーガルサポート設立 25 周年記念号

② 小冊子及び広報用グッズの企画・制作

令和 6 年度は、成年後見制度及び任意後見制度のポスター及び支部名の記載された「卓上のぼり」を新たに制作し、各支部に配布した。また、支部や関係機関からの要望が多い卓上カレンダーの企画・制作を行った。令和 3 年度に改訂した小冊子については、広く活用していただけるよう増刷し、支部等に提供した。

③ 会員通信の発行

定期的に配信する会員通信で、各種委員会の活動の様子や各支部・各地域の情報などを配信するほか、常任理事会や理事会の報告、関係機関との協議会等の報告なども適宜に行った。

(4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となって平成 13 年 12 月に設定した「公益信託成年後見助成基金」（以下「基金」という。）については、令和 6 年度（自令和 5 年 10 月 1 日 至令和 6 年 9 月 30 日、以下同じ。）も、受託者（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）の委任を受け、募集案内と助成金給付申請の受付事務を行った。

その結果、令和 6 年度（第 24 回募集）は 292 件（新規 91 件、継続 201 件）の応募があった。

令和 6 年度は、司法書士、社会福祉士、弁護士、NPO 法人等に対し合計 316 件、総額 3,524 万 2,000 円が支給された。令和 6 年 9 月 30 日現在の基金信託財産額は、8 億 442 万 643 円であり、令和 5 年 9 月 30 日現在と比べると 4 億 4,721 万 2,374 円増加している。

詳細は、事業報告別紙（17）記載のとおりである。

(5) 支部事業（成年後見相談事業を含む）に対する支援

広報的意義を有する対外向けの支部事業（成年後見相談事業を含む）に対し、広報誌の無償配布や一定額の支援を行なった。

(6) 市民後見人育成事業及び地域における法人後見事業への対応

第二期成年後見制度利用促進基本計画は、必要に応じて都道府県も積極的に関与して市民後見人育成事業及び社会福祉協議会（社協）又は社協以外の社会福祉法人等による法人後見事業の健全な発展を図ることを目指していることから、当法人は、令和 5 年度に、権利擁護支援シンポジウム「地域の権利擁護を支える市民後見人」を実施して、市民後見人育成事業及び地域における法人後見事業に関する地方自治体や社協等に対する支援の施策の実施を促す活動を行ったほか、大阪支部から機会をいただき、試験的な試みとして、大阪支部において地元の自治体の協議会、支援検討会議、受任調整会議、市民後見人育成事業、法人後見事業等に関わっている役員、委員又は会員を対象に、両事業の目指している理念、方向性等の理解を促進するための意見交換会を行った。令和 6 年度は、令和 5 年度に大阪支部で実施していただいたような意見交換会を、支部利用促進法対応担当者会議の開催を支援するという形で埼玉支部、京都支部、愛知支部、福岡支部及び神奈川県支部において実施していただき、第二期成年後見制度利用促進基本計画の下での市民後見人育成事業の方向性と地域における同事業及び法人後見事業育成の動きを改めて確認していただく機会を支部の役員、委員等の皆さんに提供した。

(7) 25周年記念事業の実施

令和6年度は当法人設立25周年にあたり、これを記念して、令和6年12月6日（金）に東京都千代田区の都市センターホテルにて日司連と共催で次の通り25周年記念事業を開催した。

令和7年4月から本格的に事業を開始する「未成年後見」をテーマに記念シンポジウム「未成年後見制度のこれから」をハイブリット形式で実施し、794名（会場116名、WEB678名）の参加があった。

引き続き、25周年記念式典及び25周年記念祝賀会が行われ、国会議員、関係省庁、最高裁判所、他土業・当事者団体関係者、日司連・司法書士関係団体など合計172名のご臨席をいただいた。

7 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

高齢者・障害者虐待防止等に関する地域連携の促進

(1) 日司連の虐待防止対応部門との連携及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に関するアンケート」の作成・実施

日司連の高齢者・障害者関連対応部門の活動内容は、当法人の地域連携部門の活動と重なる部分も多いので、双方の情報を共有し、互いの活動の連携につなげる仕組みを検討してきた。令和4年度は、改正の必要性が高いと思われる6項目をまとめた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律改正についての意見書（案）」を当法人と日司連が共同して策定し、厚生労働省（老健局）に提出したところである。

しかし、令和4年度に厚生労働省（老健局）に提出した意見書は、あくまで暫定版であるため、介護の現場の意見等をより詳細に聴取した上で、その成果を踏まえて高齢者虐待防止法の改正についての意見書を完成させるべく、令和5年度は、当法人と日司連において地域包括支援センター等を対象にアンケート実施することとし、アンケート項目を検討した上、令和6年2月末に連名で「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に関するアンケート」を、全国の地域包括支援センター及び自治体（都道府県含む）宛に発出した（令和6年能登半島地震被災4県を除く）。

令和6年度は、このアンケート調査の結果の分析を行い、日本高齢者虐待防止学会の第20回千葉学術大会において「高齢者虐待防止法の改正等に向けたアンケート調査結果要旨」として公表する機会を得た。今後は、この成果をベースに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律改正についての意見書」の完成を目指す。

(2) 日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）との連携

当法人は、平成30年度以来、日本高齢者虐待防止学会から学会の法人化（一般社団法人の設立）の手续への協力を要請されており、法人の設立登記自体は令和3年3月までに完了したが、令和4年度、5年度に引き続き令和6年度も、同学会の法人化後の諸規則の制定、法人の機関会議の運営等の作業を中心に協力を要請されたので、この協力要請に応じた。

同学会の学術大会は、コロナ禍後はZOOMウェビナー併用の方法により開催されており、同学会の会員となっている当法人の役員、委員が現地又はWEB参加して、高齢者虐待防止に関する最新情報を得る機会を得るとともに、法改正に関する情報を収集し、意見交換をする機会を得た。なお、上記のとおり第20回千葉大会では、日司連及び当法人が「高齢者虐待防止法の改正等に向けたアンケート調査結果要旨」として演題発表を行った（<https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/ac6b1a946b76853261bd96e763295871.pdf>）。

(3) 「身寄り問題」への対応／「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」に関する意見募集（パブコメ）対応

令和6年4月19日、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚により構成された「孤独・孤立対策推進本部」では、令和5年（計4回）に開催された「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」におけるとりまとめを踏まえ、関係省庁横断で整理したガイドライン作成の検討が進められた。それを受け、令和6年4月19日に、政府から事業者が取り組むことが重要と考えられる事項等を取りまとめた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン（案）」という。）が公表され、令和6年4月19日から同年5月18日の間で意見募集（パ

ブコメ)が行われた。

当法人としても、「ガイドライン(案)」に対し意見を出すべく、利用促進法対応委員会において検討し意見を取りまとめ、令和6年5月17日付で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(案)」に関する当法人の意見を厚生労働省に提出した(当法人HP掲載)。なお、提出意見数は計55であった。

当法人の意見書は、大きく分けて2つの観点からまとめた。まず、1点目は、「ガイドライン(案)」の考え方や文言に対する意見、2点目は将来の立法論・政策論という観点からの意見(総論的意見)である。

1点目に関しては、「ガイドライン(案)」の方向性・考え方や文言等について、不適切ではないかと思われる箇所についてその旨の指摘を行うものとした。それに対し、2点目では、そうは言いつつも、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の運用が開始することになれば、ガイドラインが目指している方向性のみだけでは不十分であると考えられるため、司法書士を始めとする専門職の積極的な関与を求めるべきであり、それにより身寄り問題に対して問題のない方向に導くべきであるという趣旨の意見にした。

1点目ではガイドラインを否定しつつも2点目ではガイドライン運用を想定した意見としているため、若干矛盾は生じているが、方向性にある程度否定的な意見を出しつつも、ガイドラインの具体的な取り組みに当たっては司法書士の知見を活用すべきであるという観点から意見書をまとめたものである。

このような構成に至った理由は、国の立場としてはガイドラインの方向性を一切認めないということはありませんが、各団体からの意見がどこまで反映されるか不明であったためである。現状では監督官庁がない以上、ガイドラインが目指している方向性だけでは不十分と思われる、例えば「事業者が相続トラブルに巻き込まれないよう相談に応じる」、「法的課題紛争が必要な場合には、必要に応じて法テラスにもすぐ繋ぐ」、「法的保護が必要な状態になっていけば成年後見制度にすぐ繋ぐ」、「本人保護が必要な場合には、行政にすぐ繋ぐ」等、その役割の一端を司法書士が担うことが可能であり、我々専門職の見地を立法論・政策論において活用すべきであるという観点をも踏まえて意見を出したものである。

なお、意見募集を経た上で、令和6年6月11日に開催された第2回孤独・孤立対策推進本部において「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が公表された。提出意見を踏まえた案の修正もあり、当法人から出た意見が反映されている箇所もあった。

【法人管理業務等】

1 組織財政改革検討事業

(1) 将来にわたる持続可能かつ安定した法人運営と公益増進のための組織財政改革

① 安定した法人運営に向けた財務運営・組織運営の検討について

当法人の組織財務の課題を解消するために実施した施策について、日司連との合同会議における協議を継続して検証及び検討を行った。また、その中で設定した以下の4つのテーマについて、当法人の組織財務に関する課題とし、引き続き長期的な視点に立った検証及び検討を進め、必要な施策を実施した。

ア 組織運営で実施した施策の検証

イ 財務運営で実施した施策の検証

ウ 持続可能な法人運営について

エ 会員の入会促進及び退会防止並びに名簿登載率の向上について

日司連が開催した令和6年9月3日の全国会長意見交換会で当法人の運営状況等に関する説明及び意見交換を行った。

② 役員選任規則に基づく理事候補者選挙及び役員候補者の選定の実施について

令和7年度の定時総会の終結をもって現役員の任期が満了するため、役員選任規則に基づき、理事長候補者たる理事候補者選挙及び理事候補者選挙の2つの選挙を実施した。なお、理事長候補者たる理事候補者選挙については1名の立候補者が、理事候補者選挙には6名の立候補者があったが、いずれも定数を超える立候補者はなかったため無投票により立候補者全員の当選が確定した。

ブロック推薦理事候補者及び選挙により当選して理事候補者となった者以外の役員候補

者については、役員候補者選定委員会を開催し役員候補者の選考及び選定を行った。

③ 会員の横領による損害の補填について

「名簿登載会員による財産侵害についての交付金の支給に関する規程」に基づき、交付金の支給申請の審査を行い、令和 6 年度は 1 件の支給を行った。

2 LS システム検討・開発事業

当法人は、法人事業の質と効率性を上げる方策として、平成 24 年度から LS システムの段階的な開発を進めているが、令和 6 年度においても、会員、支部等からの意見を参考にして、LS システムが備える各種機能を更に充実させる為の仕様を検討し、以下のとおり、新機能の実装並びに、システムが供える各機能のブラッシュアップ作業等を行った。

① 未成年後見（監督）業務について、以下の各機能について仕様の検討をし、実装を行った。

ア 名簿（新規・更新）登載、登載名簿変更手続き等を行うこと及びその管理機能

イ 研修の申込み、受講及びその管理機能

ウ 業務報告を行うこと及びその管理機能

② 研修・単位管理機能について、ユーザーインターフェイスの見直しを図り、単位取得状況タブから、各名簿の登載（更新）に必要な単位の確認ができ、足りない研修単位については公開されている研修の確認ができる仕様の検討をし、改修を行った。

③ 報酬報告及びその管理の機能について、会費等納付規程の改正に対応した仕様を検討し、改修を行った。

④ 既に実装されている、当法人の総会における出欠報告、動画配信及びその管理機能について、支部総会でも利用できる仕様の検討をし、実装を行った。

⑤ LS システムが利用しているサーバ OS のサポート終了に伴い、他の OS への乗り換えによる技術的安全管理措置を実施した。

⑥ 再発防止策に対応する機能の仕様検討を行った。

⑦ 会員、支部等からの要望を参考に、その他細かな改修を行った。

また、上記の開発及び改修に伴い、LS システムの操作も一部、変更されたため、マニュアルの改訂作業を実施し LS システム上で公開した。

3 法人管理業務

（1）会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

昨年度に未成年後見事業の公益認定を受けたこともあり、法人の業務規模は益々大きくなり、それに伴い事務局の事務量も増加傾向にある。この状況に対応するため、事務局の事務のシステム化を推進し、ワークフローの見直しに取り組んだ。また、事務局職員の勤務状況を常に把握し、その業務の分掌を工夫することで、事務局の体制維持に努めた。

さらに、新しい職員の雇用や既存職員の人材育成を進めることで、事務局全体の底上げを図った。

② 会員の募集及び会員の名簿登載の推進

後見制度を利用する高齢者、障害者及び未成年者に対し、質の高い後見事務を提供する専門職後見人を継続的に供給するには会員数の増加が必要である。そのため、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を推進してきたが、その結果、令和 6 年度末の時点で、司法書士正会員数が 8,530 名（令和 5 年度末から 35 名増）、司法書士法人正会員数が 304 法人（令和 5 年度末から 27 法人増）となり、成年後見人候補者名簿登載者数は 6,928 名（令和 5 年度末から 4 名増）、成年後見監督人候補者名簿登載者数は 5,181 名（令和 5 年度末から 56 名減）となった。

令和 6 年度より未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿への新規登載申請を開始したが、328 名の会員が新規登載申請を行い、そのうち 327 名が業務審査委員会の推薦を受けた。

③ 後見人等候補者名簿への登載事務と各種名簿の管理

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程に基づき、名簿登載及び登載更新

の申請があった会員の情報を業務審査委員会に提供して推薦を求める際の理事会が付す意見の基準に従い意見を付し、業務審査委員会の推薦があった会員を後見人等候補者名簿に登載した。令和7年度から実施する未成年後見事業に備え、未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿への名簿登載を開始した。

会員名簿その他当法人が備える名簿について随時内容を更新し、管理を行った。

④ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、令和7年度から実施する未成年後見事業に関する諸規程を中心に必要に応じて見直しの作業を行った。

また、規程管理システムを利用し、法人内における規程類の一元管理を行った。

なお、令和6年度に改正された規程類は次のとおりである。

承認日	施行日	規程類
令和6年3月5日	令和6年4月1日	業務審査委員会規程、委員会規程、紛議調査委員会規程、執務管理委員会規程、法人後見監督委員会規程、会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱、司法書士法人による後見事務等の履行体制基準、業務報告規程、業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針
令和6年5月8日	令和6年5月8日	支部規程基準、支部運営規程基準、会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱、研修規程、研修実施要綱、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程
令和6年6月15日	令和6年6月15日	定款、会員執務規則、会員に対する処分等に関する規則、除名処分等の公表及び通知に関する規則
令和6年6月15日	令和6年6月16日	支部規則
令和6年6月15日	令和7年4月1日	入会金及び会費に関する規則
令和6年7月8日	令和6年7月8日	業務報告規程
令和6年9月4日	令和6年9月4日	支部運営規程基準、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程
令和6年10月10日	令和6年10月10日	旅費基準、支部旅費支給基準
令和6年12月2日	令和7年4月1日	会費等納付規程
令和7年1月22日	令和7年1月22日	事務執行規程、事務局規程、文書規程、契約等の取扱い基準、法人後見監督委員会規程、役員候補者選定委員会における役員候補者の選定基準、遠距離後見交通費助成要綱、会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱、全件原本確認に関する実施要綱、残高証明提出方式による全件原本確認調査の手続細則、会員が受任している事件のうち本法人が後見監督人等に就任している事件における報告規程、執務管理センター規程
令和7年1月22日	令和7年4月1日	名簿登載会員による財産侵害についての交付金の支給に関する規程、業務報告規程
令和7年3月6日	令和7年4月1日	手当等支給基準

⑤ 総会の運営について

令和 6 年 6 月 15 日（土）、東京都品川区の「品川インターシティホール」において第 31 回定時総会を開催した。本定時総会も、令和 5 年の定時総会から実施しているハイブリッド出席型バーチャル総会として実施するとともに、令和 6 年 2 月に開催した第 30 回臨時総会から実施している総会資料の電子提供措置制度を用いて実施した。また、令和 7 年 2 月 22 日（土）には、東京都新宿区の「TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター「ホール 4A」にて臨時総会を開催した。

総会前の準備期間中は、出欠報告の集計等、事務局職員で準備作業を行った。定時総会においては、限られた会議時間の中で全議案の審議が滞りなく行われるようにするため、総会当日は派遣社員 5 名を雇い入れ、事務局職員とともに採決集計作業のリハーサルを行う等して総会に臨んだ。開催した定時総会及び臨時総会いずれも、社員総会会議規則に基づき議事運営委員会が設置され、議長の円滑な議事運営と能率的な議事進行のサポートを行った。

⑥ 寄附金・助成金の募集

法人 8 団体から寄付・助成を受けた（計 25,152,500 円）。内訳は、日司連から 1,300 万円、司法書士国民年金基金から 54 万円のほか、6 司法書士会からであった。

（2）公益法人としての会計経理の事務対応と業務運営支援

① 会計処理及び PCA 法人会計ソフトの運用に関する事務並びに支部支援

会計処理及び PCA 法人会計ソフトの運用に関する事務について習熟度を高め、公益法人としての適正な会計経理を行った。支部の会計担当と本部財務委員会のメーリングリスト等を利用し、支部の疑問点等を速やかに解消するよう対応した。

② 公益認定基準に基づく財務体制の維持に関する事務及び支部支援

公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償、公益目的事業比率及び遊休財産額）を遵守することが、公益目的事業の適正な実施の指標であるとともに、公益認定継続の重要な要件である。そのために、支部を含む法人全体で適正な予算の作成及び執行並びに会計処理ができるように、本部事務局の体制整備及び支部への支援体制整備を検討した。

③ LS システムの会費管理に関する事務及び支部支援

入会金・定額会費・定率会費については、会員が LS システムにより入会申込や報酬報告を行い、口座振替によることを原則として直接本部に納付することとしている。令和 6 年度も、事件登録、報酬報告の遺漏を含む会費納付の遅滞を防止すべく、支部並びに本部 LS システム検討委員会及び財務委員会等で協働して対応した。

④ 財務部門の IT 化の検討

当法人においては、会計・経理・財務業務の IT 化の検討を進めているが、令和 6 年度も、IT 化の体制整備を引き続き検討した。

⑤ 公平かつ効率的な会費制度に関する準備

会員が受領した後見等報酬を基に算出した金額について、LS システムから報酬報告をし、当法人に定率会費として納付いただいているが、より公平かつ効率的な制度となるよう、規程類及び運用に関する見直しを進めるとともに、令和 7 年 4 月 1 日から施行される新たな報酬報告制度の開始に備え、LS システムの改修等について本部 LS システム検討委員会及び財務委員会で協働して対応した。

（3）支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

支部と本部との間において、速やかな情報伝達と情報交換を行うことを目的とした各種協議の場を設けた。

また、地域及び会員に直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが一丸となって、積極的にお互いの情報を交流しあかつ共有化することで、当法人が取り組む各種事業を効果的に展開できるように努めた。

① 全国支部長会議

全国の支部長と本部の全役員が一堂に会し、当法人が一つの組織として統一的な組織運

営を行えるよう、本部から当法人が抱える重要課題について報告し、また各支部で抱える課題等についての協議及び支部長間の意見交換を行った。令和 6 年度は 2 回開催した。

② ブロック会議

全国 8 つのブロック単位で、支部間の情報・意見交換及び本部からの情報伝達を目的に会議を開催した。支部ごとの運営方法や会員執務支援の方法等について情報交換すると共に、各支部が抱える課題についての意見交換を行うことで、各支部の運営の活性化を図った。令和 6 年度からは、前期と後期に分け、前期に 6 ブロック、後期に 4 ブロックで開催された。

③ 支部本部連絡会議

主に当法人の事業計画案及び予算案策定に向けた課題等を本部から各支部に伝達することを目的に開催を予定していたが、時期的に各支部への伝達が必要な議題が無かったこと、支部主催のブロック会議が適宜開催されていること等から、本年度の開催は見送った。

④ 支部運営研修

支部運営に直接携わる支部長を対象とする研修だが、隔年での実施ということで令和 6 年度は実施せず、令和 7 年度の実施に向けて、研修資料等の改訂作業を行った。

⑤ 支部への情報発信

各種情報の共有化と支部運営の活性化・効率化を図るため、会員専用ウェブサイト及び会員通信を活用した。会員専用ウェブサイトは、当法人の各担当からの要請に基づき随時更新作業を行い、会員に対して後見実務や会務のための必要な情報・資料等を提供した。会員通信では、理事会・常任理事会の報告や当法人の委員会の紹介、利用促進に関連する動きなどの情報を発信した。なお、本部からの伝達事項及び支部からの照会事項とこれに対する回答については、適時メール送信を使用して支部又は支部長に速やかに伝達した。

(4) 遠距離後見交通費の助成

近隣に専門職後見人がいない地域の後見等事件において、遠方にいる当法人の会員が成年後見人等に就任した場合に、面談等のための移動時間や成年被後見人等の資産額等の一定の要件を満たすときに、会員からの申出に基づき交通費実費相当額を助成した。令和 6 年度は、助成金交付請求のあった 12 件に対し、合計 291,089 円を助成した。

(5) 個人情報保護のための安全管理措置の実施

当法人（本部・支部）が保有する個人情報につき、漏洩等が生じないように安全管理措置を以下の通り実施した。

昨年度から引き続き、①当法人が保有している情報の種類・内容や保管・利用形態、利用目的等を把握するための管理台帳・ワークフローの作成及び更新、確認作業、②役員・委員・事務局職員等に対する教育・研修の実施、③規程類に沿った個人情報の取扱いがなされているかといった運用の確認等を通じて安全管理措置を図った。

そして、更に実効性のある安全管理措置を実施できるよう、支部における個人情報の保有・管理状況についての意見聴取に基づき、支部における個人情報のより安全な取り扱いについて検討を行った。

また、当法人内の個人情報を含む情報全般の保護システムについても、組織的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置・人的安全管理措置の観点から適宜検証した。

(6) 法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備の実施

法人の事業及び事務処理の効率化並びに労務環境の改善のため、喫緊の課題である以下の項目を中心に、法人全体のコンピュータシステム化の検討及び環境整備を実施した。

① 本部各委員会、部会等法人内組織におけるクラウドサービスの導入及び環境整備並びに運用

② ハイブリッド（参加型・出席型）バーチャル総会システムの導入並びに、運用に関する検討及び環境整備

③ 本部事務局のワークフローに関する環境整備及び運用の検討

④ WEB 会議システムの運用に関する検討及び環境整備